

第55号議案

教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて

本市教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

平成28年9月5日提出

芦屋市長 山 中 健

記

住 所

氏 名 浅井 伊都子

提案理由

浅井 伊都子委員の任期が、平成28年10月1日をもって満了するため、次期委員（任期4年）を任命しようとするもの。

参 照（第 5 5 号議案及び第 5 6 号議案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

（組織）

第 3 条 教育委員会は，教育長及び 4 人の委員をもつて組織する。（後略）

（任命）

第 4 条 （第 1 項省略）

- 2 委員は，当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で，人格が高潔で，教育，学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから，地方公共団体の長が，議会の同意を得て，任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は，教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については，そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は，第 2 項の規定による委員の任命に当たっては，委員の年齢，性別，職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに，委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 4 7 条の 5 第 2 項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

- 第 5 条 教育長の任期は 3 年とし，委員の任期は 4 年とする。ただし，補欠の教育長又は委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 2 教育長及び委員は，再任されることができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）抜粋

附 則

（新たに任命される委員の任期の特例）

第4条 施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。

（施行日＝平成27年4月1日）